**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

福井県三方上中郡若狭町中央第一号一番地
社団法人若狭町三十三文化共栄会
代表清算人　清水　俊晶

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年九月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

福井県三方上中郡若狭町中央第一号一番地
社団法人若狭町三方文化共栄会
代表清算人　常田　幸一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

福井県三方上中郡若狭町中央第一号一番地
社団法人若狭町西田文化共栄会
代表清算人　渡辺　毅

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年九月十一日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

岡山市北区駅元町二八―一二　一階
特定非営利活動法人青い鳥
清算人　仲地　宗輝

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

沖縄県那覇市港町二丁目一六番一号　五階
特定非営利活動法人高齢者・障がい者自立生活サポートセンター
清算人　森　健一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年九月二十九日開催の定期総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

栃木県足利市田中町九四三番地一一
社団法人足利地区労働者福祉協議会
代表清算人　渋澤　克博

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

東京都港区南青山一丁目二六番一三―二〇六号
特定非営利活動法人こどもとマルチメディア研究会
清算人　山中　紀子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年十月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

福井県あわら市市姫二丁目二六番八号
特定非営利活動法人日本福祉むら21リタイアメントコミュニティー蓮如の郷
清算人　太子堂正悟

**解散公告（第三回）**

当組合は、総会の決議により福井県知事の認可を得て、平成二十三年十月二十五日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

福井県小浜市加茂第八〇号四番地
加茂生産森林組合
清算人　権野　博治

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年五月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

京都市左京区吉田中大路町四番地の三
特定非営利活動法人亜細亜老人学友協会
日本本部　清算人　福井　晟

**配当公告**

愛知県一宮市三ツ井七丁目一番一九号
破産者　松栄システック株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十三年（フ）第一二九号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、第一回配当手続に参加することができる債権の総額
　優先的破産債権　金三、六一四、三〇八円
一、第一回配当をすることのできる金額
　優先的破産債権　金三、六一四、三〇八円

平成二十三年十一月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階
破産管財人　森　美穂

**配当公告**

香川県高松市太田下町二三〇八番地の一
破産者　富士化成工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年（フ）第四五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金九三九、二七七、〇〇〇円
一、配当することのできる金額
　金四九〇、二九八、七五七円

平成二十三年十一月十八日

高松市天神前八番一号　横山ビル二階
破産管財人　白井　一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県鶴岡市井岡甲八番地、最後の住所山形県鶴岡市井岡字和田三八六番地
被相続人　亡　吉住茂一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号
相続財産管理人　加藤　栄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県米沢市徳町五番、最後の住所山形県米沢市徳町五番一号
被相続人　亡　相田　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十八日

事務所山形県米沢市金池二丁目八番八号
相続財産管理人　弁護士　木村　敏雄

## 第10期決算公告

平成23年11月18日　東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

**ビーエイチピービリトンジャパン株式会社**

代表取締役　鈴木　勝雅

**貸借対照表の要旨**　（平成23年6月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,114,602 | 流動負債 | 320,118 |
| 固定資産 | 138,790 | 固定負債 | 259,535 |
| | | （退職給付引当金） | (250,495) |
| | | （原状回復引当金） | (9,040) |
| | | **負債合計** | **579,654** |
| | | 株主資本 | 673,738 |
| | | 資本金 | 350,000 |
| | | 資本剰余金 | 245,973 |
| | | 資本準備金 | 245,973 |
| | | 利益剰余金 | 77,765 |
| | | その他利益剰余金 | 77,765 |
| | | **純資産合計** | **673,738** |
| **資産合計** | 1,253,392 | **負債・純資産合計** | 1,253,392 |

（注）当期純利益　641千円